

5 福保子保第 2 6 4 号
令和 5 年 5 月 8 日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 榎本 光宏
(公 印 省 略)

特定教育・保育施設等における事故の報告について（依頼）

日頃より、東京都の保育行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

保育施設における事故防止及び安全の確保については、従前から万全を期すようお願いしてきたところです。

標記の件につきまして、こども家庭庁に内閣府及び厚生労働省の事務の一部が移管されたことに伴い、こども家庭庁及び文部科学省より、別紙のとおり、国の報告先が変更となる旨、通知がありましたのでお知らせします。

また、東京都の報告先について、別紙 1 のとおり、改めて整理しましたので、貴職におかれましては、報告対象となる施設・事業において死亡事故や重篤な事故等が発生した場合には、令和 5 年 4 月 1 日分より、国通知で定める報告様式（別紙 1 から別紙 5）により、東京都への報告をお願いします。

また、貴管内における報告対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への周知方よろしくお願いいたします。

認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業については、東京都から施設設置者宛周知し、幼稚園、認定こども園（幼稚園型）及び放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業については、別途都の所管部署より各区市町村所管部署宛周知いたします。

なお、平成 2 7 年 3 月 2 7 日付 2 6 福保子保第 2 9 8 3 号「特定教育・保育施設等における事故の報告について（依頼）」については廃止します。